

みんなの要求みんなで実現！ 広げよう共同の輪！



No. 4

08年12月26日

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2  
国労会館1F 大阪労連気付  
TEL 06(6353)6421 FAX (6353)6420

## 「反貧困ネットワーク」の緊急声明に大阪労連も賛同を表明

以下の声明に大阪労連も議長名で賛同の意志を送りました。

2008年12月24日

## 今こそ、生活保護の出番だ！

### ～生活保護の積極利用を求める緊急声明～

生活保護問題対策全国会議

代表幹事 尾藤 廣喜

近畿生活保護支援法律家ネットワーク

共同代表 辰巳 裕規

全国クレジット・サラ金問題対策協議会

代表幹事 木村 達也

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

会長 澤口 宣男

列島各地で「派遣切り」「非正規切り」の嵐が吹き荒れている。師走の寒空に仕事を失い、寮を追われた労働者がまさに生存の危機を迎えている。今後、来年3月までに職を失う非正規労働者は約3万人にも及ぶことである。政府は、ハローワークを相談窓口とする「就職安定金融資」事業や雇用促進住宅への入居などの対策に着手した。ハローワークの相談窓口を30日まで設けることであり、これらの対策は決して十分なものではないが一定の評価はし得る。

しかし、このような対策でも救済することのできない労働者に対しては、最後のセーフティネットである生活保護が活用されなければならない。ところが、政府・自治体は、生存の危機にさらされる労働者に対し、生活保護・福祉事務所の活用を広報していない。また生活保護制度の柔軟な運用などの通達を出すなどの緊急対策も行われていない。大阪府吹田市は26日までに保護決定をすることを決め、中河内、南河内、泉州地域では29日まで窓口を開く予定であると聞くが、こうした取組みこそ、今自治体窓口に求められている。

失業者に対する緊急対策は生活保護制度の活用とセットで行われなければ機能しない。  
そこで私たちは政府・自治体に対し以下の事項を求める。

#### 1 市民に生活保護・福祉事務所の利用を積極的に呼びかけること

特に、①働く能力があっても働く場がなかったり、最低生活費を下回る収入しかない者は当然に生活保護が利用できることや、②住居がない者に対し、敷金・日割り家賃・家具什器費・布団代等を生活保護で支給し、住居を確保できることを積極的に広報すること

#### 2 「水際作戦」を止め、生活困窮者に生活保護を積極的に適用すること。

#### 3 福祉事務所の窓口を12月30日まで開けること。

#### 4 緊急性の高い事案については、年内に保護決定をすること。

#### 5 年内に保護決定できない場合には、「年越し資金」のため、緊急援護資金等を柔軟に貸し付けること。

## 所持金200円。生活保護申請に同行

24日クリスマスの日、私は、生活相談者Aさんの生活保護申請に同行しました。Aさんは、この間7回も茨木市の窓口に相談しましたが申請を拒まれていました。当日会ったときAさんは貯金も健康保険証もなく、手持ち金は200円でした。今回、「全大阪生活と健康を守る会連合会（大生連）」の大口事務局長、大阪労連北摂地区協の甲斐事務局長、地域労組おおさか青年部の中島副部長と私が同席し、茨木市の窓口とかけあいました。大勢で駆けつけたからか、今回は福祉政策課の係長が応対しました。開口一番、大生連の大口さんが「申請書を持ってきてください！」と一言。係長は、しかたなさそうに机の引き出しから「生活保護開始申請書」を出しました。

大口さんは、Aさんに「とにかく早く申請書書き！」とすすめます。氏名、住所、要保護者の氏名、住所とどんどん書きすすめました。「申請の理由」欄には「失業で生活費が200円しかない」と実態を書きなさいと大口さん。「健康状態」は「良」、そして、印鑑を押して、申請書を受理させることができました。Aさんの手持ちは200円しかありません。大口さんは、係長に「すぐに生活保護は支給してくれませんね。年末年始の生活のためにつなぎの貸付金制度はありませんか！」と話すと、茨木市には、「緊急援護扶助費」という制度があり、上限が15000円ということ。係長は、今日5000円貸し、次に来てもらう26日に15000円を貸したいと提案、「なんとか苦しいだろうが20000円で、年末年始を過ごしてほしい」と話されました。その場で茨木市「緊急援護扶助費支給」申請書に記入すると、現金5000円の入った封筒がAさんに渡され、Aさんは領収書にサインをして、受け取られました。

ぎりぎりだろうけれど、これでAさんは何とか年末年始を過ごすことができると安心しました。こんなつなぎ資金的な制度もあるのです。私は、今回の経験で、「生活にとことん困れば生活保護があるんだ。人間なんとか生活できるんだ。そして、相談者と一緒に窓口に出向けば、なかなか難しいといわれている生活保護申請の受理もさせることもできるんだ。」と実感しました。Aさん一人ではなかなか認められなかつた生活保護も生健会や労働組合が親身になって、真正面から支援することで、生活保護が受けられる。生健会や労働組合の力はすごい！と自分自身が元気をもらいました。

(大阪労連・辰巳浩一)

## ダイハツも派遣切り！ 会社と行政に抗議と要請

ダイハツには22日、減産にともなって、期間従業員300～350人、派遣社員200～250人の契約を来年3月1日までの期間満了で契約終了すると発表しました。

ダイハツには約3,000人の有期雇用労働者がいます。すでに、12月雇止めの労働者もでています。ダイハツの中の活動家が12月24日、25日に門前宣伝を実施、12月雇止めになる労働者に声かけを行っています。また、ダイハツ労組にはチェック機能をきっちり果たすよう申し入れも行っています。会社は、「職が見つかるまでは寮をすぐにして行けということは行わない」と言っていますが、問題になっているのは

- ① 期間満了者の中には数回（数年）の契約更新を行っているものがいる。
- ② 池田工場のラインが縮小になり滋賀・京都へ異動の可能性。来年5月に社員の配転が発生する（140人程）

などの点です。

ダイハツ本社、池田市、ハローワーク申し入れなどを行うとともに、1月8日（木）と9日（金）の出勤時にはダイハツ門前で宣伝を実施します。